改正後	改正前
（細目） **第六条**　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省人材開発統括官が定める。	（細目） **第六条**　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省職業能力開発局長が定める。

（職業訓練指導員免許を受けることができる者の一部改正）

第三条　職業訓練指導員免許を受けることができる者（昭和四十四年労働省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
十四　厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	十四　厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

（職業能力開発促進法施行規則第六十四条の二第三項等の規定に基づく技能検定の受検資格の一部改正）

第四条　職業能力開発促進法施行規則第六十四条の二第三項等の規定に基づく技能検定の受検資格（昭和四十五年労働省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第二条**　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第三条**　（略） 一～十六　（略） 十七　厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第四条**　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者	**第一条**　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第二条**　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第三条**　（略） 一～十六　（略） 十七　厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者 **第四条**　（略） 一～七　（略） 八　厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者

（調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者の一部改正）

第五条　調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者（昭和五十七年労働省告示第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二の二　調理に係る技能検定試験において指定試験機関技能検定委員の職にあつた期間が二年以上である者で、厚生労働省人材開発統括官が定める講習を修了したもの	二の二　調理に係る技能検定試験において指定試験機関技能検定委員の職にあつた期間が二年以上である者で、厚生労働省職業能力開発局長が定める講習を修了したもの